

接続約款変更届出書

東相制第 21-00019 号  
2021 年 6 月 18 日

総務大臣  
武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう

代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	736 円	—
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	181 円	

新

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	772 円	—
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	180 円	

附 則

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用します。